

令和6年度「清流の国ぎふ健康づくり優良活動表彰」募集要項

1 趣旨

この要項は、県民の健康増進に向けた機運を醸成し、県民の健康寿命延伸を図るため、清流の国ぎふ健康づくり優良活動表彰実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、県内において、地域での主体的な健康づくり活動に積極的に取り組む団体及び自治体、企業等や従業員の健康づくりに積極的に取り組む企業を表彰するにあたり、その募集について必要な事項を定めるものです。

2 募集概要

(1) 名称

清流の国ぎふ健康づくり優良活動表彰

(2) 表彰の種類

表彰の部門は以下のとおりです。

- 1 自治体部門
- 2 団体部門
- 3 企業部門
- 4 健康経営優良企業(大規模)部門
- 5 健康経営優良企業(中小規模)部門

(3) 表彰団体数

1部門につき、1団体程度

(4) 募集対象

各部門における募集対象は次に掲げるものとします。

1. 自治体部門、団体部門、企業部門について

地域住民への健康づくり活動を行っている岐阜県にある自治体、自治会、ボランティア団体、企業等とし、次の要件全てに該当するもの。

- ①健康づくり活動が継続的であること(概ね1年以上の取組があること)
 - ②健康づくり活動が営利を目的としないものであること
 - ③過去5年間に、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと
- なお、対象となる健康づくり活動とは、次のいずれかにあてはまるものを指します。

- (ア) 健(検)診の受診促進や健康教室の普及に関すること
- (イ) 食生活・栄養の改善に関すること
- (ウ) 身体活動・運動の習慣化や促進に関すること
- (エ) 休養・こころの健康の推進に関すること
- (オ) たばこ対策(禁煙支援・受動喫煙防止)に関すること
- (カ) アルコール対策に関すること
- (キ) 歯と口腔の健康に関すること
- (ク) 女性の健康保持・増進に関すること
- (ケ) その他、健康づくりに寄与するものと認められる取組み

2. 健康経営優良企業(大規模)部門、健康経営優良企業(中小規模)部門について

令和6年7月31日(水)時点で清流の国ぎふ健康経営宣言企業として登録した企業とします。ただし、過去に当制度において表彰を受けた企業を除きます。

加えて、(あ)から(か)の応募基準を満たしている企業が対象になります。なお、(え)(お)については、いずれかの要件を満たしていれば対象となります。

応募基準	
(あ) 特定健診受診率 95%以上、特定保健指導実施率50%以上 ・特定保健指導実施者数・実施率は、予定された全ての回の指導を受け終了した人数、割合を記載すること。	
(い) がん検診受診率 60%以上 (胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん いずれかの項目)	
(う) ストレスチェックの実施	
(え) 食生活の改善に向けた取組みの実施又は運動機会の増進に向けた取組みの実施(次のいずれかに該当) ・食生活の改善に関する研修や情報提供等の実施 ・野菜摂取の普及 ・減塩の推奨 ・朝食摂取の促進 ・運動に関する研修の実施 ・清流の国ぎふ健康スポーツポイント事業への参加 ・スポーツクラブの活用促進 ・職場におけるレクリエーション、体操の実施 ・ウォーキング等の運動の推奨	など
(お) 禁煙支援または受動喫煙対策(次のいずれかに該当) ・敷地内全面禁煙の実施 ・屋内全面禁煙の実施(屋外に喫煙所あり) ・屋内全面禁煙の実施(屋外に喫煙所なし)	など
(か) その他健康づくりの取組み、県内企業の模範となる取組みを実施	

※申請書等記載時の注意事項

(ア) 大規模企業と中小規模企業は次のとおり区分しています。

・会社法上の会社等や士業法人

	大規模企業	中小規模企業
製造業その他	右以外の企業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業		資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業		資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業		資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

・上記以外の法人

	大規模企業	中小規模企業
製造業その他	右以外の企業	常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業		常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業		常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業		常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

・医療法人、社会福祉法人、健保組合等保険者、商工会議所・商工会、財団法人・社団法人→サービス業
・地方自治体 → 製造業その他に分類

(イ) 申請書等記載にあたり、県外に本社がある企業については、県内事業所の取組状況を記載することとなりますのでご留意願います。

(5) 応募方法

【応募書類】

清流の国ぎふ健康づくり優良活動表彰実施要綱に規定する、別紙様式(第6条関係)「清流の国ぎふ健康づくり優良活動表彰応募申込書【企業/団体/自治体/健康経営優良企業 大

規模／健康経営優良企業／中小規模 部門」]及び添付書類

【提出方法】

以下のどちらかの方法でご提出ください。

・持参、郵送の場合：書面(押印不要)

・電子メールの場合：PDF データ

※PDFデータで提出された場合の印刷はモノクロとなりますので、その点をふまえて資料を作成してください。

【申込者について】

1. 自治体部門、団体部門、企業部門について

自薦・他薦は問いません。なお、他薦の場合は、市町村、保健所、ヘルスプランぎふ21に記載のある関係団体からの推薦によるものとします。

2. 健康経営優良企業(大規模)部門、健康経営優良企業(中小規模)部門について

自薦のみとします。

(6) 応募期間

令和6年7月29日(月)から令和6年8月26日(月) 17時 15 分必着
(郵送の場合は、当日消印有効)

(7) 応募申込書提出先(お問合せ先)

岐阜県健康福祉部保健医療課 健康推進室健康増進係
〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1
電話 058-272-8497 / FAX 058-278-2624
E-mail c11223@pref.gifu.lg.jp
(対応時間:8:30~17:15(土曜・日曜・祝日を除く))

(8) 留意事項

応募申込書の記載内容について、県から応募団体に問い合わせることがあります。

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- 1 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- 2 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- 3 募集要領に違反すると認められる場合

3 選定方法等

(1) 選定方法

各部門における選定方法等は、次のとおりとします。評価にあたっては、別に定める「評価基準」を踏まえて行います。審査の内容はすべて非公開とします。(調書等記載事項について事前に県から確認することがあります。また、表彰対象の要件を満たさない場合は選定の対象外とします。)

表彰団体は、ヘルスプランぎふ21推進会議に所属する学識経験者等において、地域社会への貢献等の観点を鑑み評価し、選考します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、表彰団体決定後、応募団体(他薦の場合は推薦者)に通知します。

4 受賞の特典等

(1) 受賞の特典

表彰団体、企業等の取組みを、地域の健康づくり活動及び健康経営の優良事例として清流の国ぎふ健康づくりフォーラムなどを通じてPRします。また、県ホームページをはじめとする各種媒体を利用して周知します。

(2) 表彰団体の取材

表彰団体の取組みをパネルや冊子として取りまとめるため、表彰団体は必要な取材を受けていただきます。(外部委託により実施予定。取材時期は令和6年10月以降で別途日程調整の

うえ実施します。)

5 表彰式

表彰団体は、県が主催する表彰式において表彰します。(日時及び場所の詳細は、決定後に連絡します。)

6 募集から表彰までのスケジュール(予定)

令和6年	7月29日	～	8月26日	募集期間
	9月			表彰団体の選定及び決定、結果通知
	10月以降			表彰団体への取材
令和7年	3月2日			健康づくりフォーラムの開催(表彰式)